

第8回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時：平成27年3月20日（金）午後4時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 8階 1号会議室

1. 開 会

○委員長 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより第8回札幌市子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局から何か連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局（岩佐子どもの権利課長） 本日は、大川委員、鈴木委員、深堀委員から欠席、A委員から遅参する旨の連絡を受けております。

続きまして、事前にお送りさせていただきました資料を確認させていただきます。

資料1から資料4がお手元のない方につきましては、お知らせをお願いいたします。

なお、事前にお送りさせていただきました資料4の一部に誤りがございました。修正いたしましたので、該当部分を本日お配りさせていただいております。

資料4の6ページの15から18に対応する右側の本市の考え方が14の内容となっております。このため、14から18の右側は、7ページの19から20の右側の部分につきまして、推進計画に直接関係する部分ではございませんけれども、修正となりますので、お知らせをさせていただきます。

最終的に印刷、製本したものにつきましては、4月以降に郵送させていただきますので、本日は差し替え部分のみをお配りさせていただきました。

ご了承をお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの報告によりますと、3名の欠席があり、それ以外にも来ていらっしゃらない方がおります。それでも、半数が出席していれば、この審議会は成立いたします。今、B委員がいらっしゃいまして、合わせて9名となりました。14名が委員となっておりますから、半数を超えておりますので、会議が成立していることを申し上げさせていただきます。

それ以外に、事務局かに何かございますか。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 皆様、ご出席を大変ありがとうございます。

子ども育成部長の浦屋でございます。

この子どもの権利に関する推進計画は、約1か月間のパブリックコメントを終えて、いよいよ3月末までに市長決裁をとって完成となりました。昨年2月から7回にわたってご議論いただいたことに関しまして、本来であれば局長が来てご挨拶を申し上げるところですが、来られなくなってしまいました。大変申しわけないと申しておりましたので、私からかわりにご挨拶をさせていただきました。

これから、パブリックコメントについてご審議いただきますが、これをもって完成となります。長い時間、貴重な時間をとっていただき、大変ありがとうございました。

ご審議をよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

本日は、局長がいらして、ご挨拶をなさるとのことだったわけでありますけれども、

急に来られなくなったということでありまして、局長もきっと残念がっておられるかというふうに思います。

それでは、きょうの議題についてです。

次第にありますように、札幌市子どもの権利に関する推進計画についてです。また、きょうの終了時刻は18時を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2. 議 事

○委員長 それでは、議題の審議に入ります。

この議題につきましては、昨年10月末の子どもの権利委員会で計画案について確認をしたところです。それをもとに、市では、ことしの1月末から子どもを含めた市民の意見を聞くパブリックコメントを実施したところでありまして、それに関する資料は、1月に委員の皆様方に送られているかと思ひます。

本日は、そのパブリックコメントの結果の概要及びそれらを踏まえた計画案の修正点について市から報告を受けたいと思ひます。資料は既に送付されておりますことから、説明等につきましては、できるだけ簡単にお願ひしたいと思ひます。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） それでは、私から、パブリックコメントの概要について、その後パブリックコメントを踏まえて計画案を修正した部分について説明させていただきます。

まず、お手元の資料3をごらんいただきたいと思ひます。

こちらは、推進計画の冊子でございます。

最終的には印刷、製本いたしますが、本日はこちらで説明をさせていただきます。

まず、パブリックコメントの概要について、42ページをごらんいただきたいと思ひます。

昨年10月31日の第7回委員会で計画案についてご了承いただきましたが、その後、事務局で軽微な文章表現を修正し、本年1月28日から2月26日まで、新・新・さっぽろ子ども未来プランと一体的に市民意見を募集したところでございます。

募集に際しましては、一般用の資料に加えまして、小・中学生向けの資料を作成し、市役所、区役所を始め、児童会館、学校、幼稚園、保育園などに配付いたしました。募集に先立ちまして、委員の皆様方に資料を送らせていただきましたので、どのような内容で募集をしたかの説明につきましては割愛させていただきます。

パブリックコメントの結果としては、大人176人から444件、小・中学生751人から1,080件、合計972人から1,524件と、数多くの意見が寄せられたところでございます。

意見の内訳につきましては、43ページに掲載しております。

また、一般の全ての意見と子どもからの意見を集約いたしましたものをパブリックコメント意見集として作成しております。

資料4をごらんいただきたいと思います。

最初に、大人の意見について、簡単にご報告をさせていただきます。

まず、5ページの5と7が推進計画に関するものでございます。続きまして、8ページの(3)子どもの権利の推進に関する意見、10ページの(4)いじめや児童虐待などの子どもの権利侵害に関する意見がございました。また、ページが飛びますが、25ページの(12)体験機会・活動場所に関する意見がございました。これらが推進計画への意見となります。

ほかにも放課後の居場所や子育て支援への意見など、新・さっぽろ子ども未来プランを主としつつ、推進計画にかかわる意見などが寄せられております。

次に、小・中学生の意見について報告させていただきます。

30ページが件数等をまとめたものでありまして、(4)の意見の内訳にありますように、子どもの権利の普及啓発、いじめや不登校などに対して、子どもたちから意見が多く寄せられたところでございます。

31ページをごらんいただきたいと思います。

こちらが子どもからの意見の概要とそれに対する札幌市の考え方をまとめたものでございます。

先ほどまでごらんいただきました大人からの意見とは異なりまして、子どもからの意見につきましては、〇〇がよいといった短いものや類似している意見も多いことから、例えば31ページの(1)の普及啓発に関することというように、少し大きなくくりでまとめ、主な意見を抜粋し、一括して回答をさせていただいております。

パブリックコメントの実施に当たりましては、子どもが回答しやすいように、計画案の中から特に子どもたちに直接かかわるものを再構成して資料を作成いたしましたので、回答につきましてもそれに合わせて作成させていただいております。

子どもたちからは、計画案に対する具体的な提案や感想はもちろんのこと、資料を見て市役所が子どものためにいろいろな取り組みをしていることを初めて知ったので、自分たちでできることをしていくというような意見も多く寄せられたところでございます。

次に、パブリックコメント期間中に行った取り組みについてご報告をさせていただきます。

資料3にお戻りいただきたいと思います。

計画書の44ページから45ページでございます。

子ども用資料は、市内全小・中学校に送付させていただきましたが、私どもが学校を訪問し、計画案について、子どもたちに直接説明させていただく出前授業を小学校1校、中学校2校で実施させていただきました。子どもたちの反応を直接聞くことができまして、また、後日、出前授業の感想を学校からお知らせいただくなど、一定の手応えを感じることができ、こうした啓発活動の重要性を改めて認識いたしました。

以上がパブリックコメントで寄せられた意見の概要となっております。

続きまして、パブリックコメントの意見を受けまして計画案を修正した部分についてご説明させていただきます。

46ページをごらんいただきたいと思います。

権利推進計画につきましては、3点ございます。

1点目は、基本目標2の基本施策2の子どもの参加に関する部分でございます。

今回のパブリックコメントを実施する中では、非常に多くの子どもたちから意見をいただくことができました。その中にありました市政に対してもっと気軽に意見を言えるようにしてほしいという意見を受けまして、子どもの意見をより市政に反映する姿勢を明確にするため、本文にその旨を明記するよう修正いたしました。

2点目は、基本目標3の基本施策3の安全・安心な地域づくりの部分でございます。

権利侵害については、既にご審議いただいているように、基本目標4に位置づけているところでございますが、子どもの権利侵害に対しまして、行政のみならず、社会全体での取り組みが必要です。今回、いじめや虐待に関して、地域の関係者を対象とした講習を実施すべきというご意見を受けまして、改めて、地域においても権利侵害の予防や対応の観点が必要である旨、記述を追加いたしました。

47ページでございますけれども、3点目は、出前事業を実施した学校の子どもたちを中心に、パンフレットだけではなく、権利について直接説明を受け、理解が進んだという意見が多く寄せられました。さらに、これまでは、学校全体、学年全体を対象にすることが多かったところでございますけれども、今年度は学年が1学級であったり、対象自体が学級であったり、比較的少人数を対象に実施したこともあり、子どもたちの反応をより間近で見ることができました。大変貴重な機会であったというふうに考えております。

また、パブリックコメントではございませんけれども、ことし1月に開催されました子ども議会におきましても、アシストセンターの紹介には学校での出前授業が有効であるとの意見をいただいているところでございます。

子どもたちに直接語りかけるこうした機会を通しまして、権利侵害に対する意識の向上を図ることが効果的であると考えまして、計画案から修正するものでございます。

以上がパブリックコメントの結果を受けました推進計画の変更点となります。

なお、新・さっぽろ子ども未来プランにつきましても修正を行っております。

ここで、資料4をごらんいただきたいと思います。

3ページから4ページの修正点4から修正点8のとおりです。

例えば、4の保育の質の確保に関する記述や7の放課後の子どもの居場所に関して、民間との連携を図るといった5点について修正し、推進計画の修正点3点を加え、計8点を修正しております。

また、29ページの小学校に併設する児童会館及びミニ児童会館の箇所数につきまして、国基準の変更に合わせた数値等の修正を行うなど、軽微な字句修正を行っておりますが、基本的な内容についての変更はございません。これらの修正を加え、最終的な計画として

策定いたしまして、本日、皆様にご報告させていただいております。

4月中には製本したものを皆様にもお送りさせていただきますとともに、関係機関等への配付やホームページ上での公表を予定しております。

計画の実施につきましては、来月の4月からでございますので、実施状況等をこの委員会の中で随時ご報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 本日は、報告ということですので、ただいまの説明に対する質問、あるいは、この計画をこれから実行していくに当たっての市に対する意見を皆様からいただければと思います。

自由にお出してください。

○C委員 最初に確認したいと思います。

資料3の推進計画は完成ということですが、文言や表現はこれから変わらないということですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 基本的には変わりません。

○C委員 そうでしたら、私の私見としてお聞きいただきたいと思います。

資料3について、お話ししたいことが二つあります。

一つは、29ページの民間児童育成会についてとその下の児童養護施設等という表現の仕方についてです。

民間児童育成会への支援のところに「民間の児童育成会」に対してとあり、また、児童養護施設等というところに「児童福祉施設職員等」とあり、表現が変わっているのです。そうするのであれば、タイトルのところは、「児童養護施設等」というよりは、「児童福祉施設等」としたほうがわかりやすいのではないかと思います。

もう一つは、37ページの脚注のところですが。

民間児童育成会の説明のところで、放課後に稼働する民間組織という意味合いとしているのだと思うのですが、こうすると、就学前の子を対象としている民間組織は対象ではないという理解になるかと思うのです。

この2点についてお願いたします。

○委員長 今の質問に対して、何かございますか。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 29ページの語句の使い方については確認させていただき、もし修正が必要であれば変更したいと思いますし、これで通じるようであれば、このままにさせていただくということによろしいでしょうか。

また、37ページの民間児童育成会につきましては、就学児童に対して行っている札幌市の放課後児童クラブがありまして、その説明とご理解いただきたいと思います。

○C委員 その点はわかりました。

もう一つお話ししたいと思います。

資料4のパブリックコメントの内容について、自分がかかわっていることも含めて、思うこととお話しさせていただきたいと思います。

実際には、推進計画で動くことになろうかと思うのですが、その推進力というか、推進計画を進める心持ちとしてお考えいただきたいと思います。

まず、資料4のパブリックコメント意見集の27ページの184の本市の考え方についてです。

障がいのある子ども、発達が気になる子どもへの支援ということで、身近な地域における障がい児支援は、ライフスタイルに応じた切れ目のない支援を行うというところは、障がい児通所支援事業所にかかわる自分としては非常に頼もしい限りではあるのですが、それを踏まえて、障がいのある子どもや発達が気になる子どもへの意見は、恐らく、障がいを抱えているお子さんやそこにかかわっているスタッフの方のお考えが多いのではないかと拝察します。

そこで、26ページ、27ページに出てきます児童発達支援センターでの年3回の研修、また、各事業所に対して集団指導をやっているというのは確かにわかるのですが、果たしてそれだけで十分なのかと思います。それが各事業所間で療育の差があることや行政と事業所が一緒になって質の向上を図っていく仕組みづくりを考えてもらっていいのではないかなというような言葉として出てくると思うのです。

先ほどの計画の中で僕が気になったのは、放課後は放課後デイサービスと未就学児の児童発達支援事業で、発達が気になる、障がいがある子に対しては切れ目のない支援ということでは、就学を問わず、切れ目のない支援をこれからやっていきますということなので、あえて放課後の子にはそれだけやりますけれども、未就学児やその家族に対しては、読んでいる限りでは、イメージが浮かばなかったのです。その点では、就学前に判定がおりた子を持つ親御さんが果たして安心できるのか、不安に思ったところです。

○委員長 もうちょっと具体的性を持たせたほうが良いということでしょうか。

○C委員 そうですね。

確かに、計画としてはこういうことで推し進めていきますということがあるので、しょうがないのですけれども、日の当たらないところでささやかに生かされているというような声の出せない子どもたちにも目が届いて、心が行き届くような実践を進めていただけたらと思わざるを得なかった次第であります。

○委員長 きめ細やかさが足りないのではないかとということでしょうか。

○C委員 これからはそれに期待したいと思います。

○委員長 今、A委員が登場してくれましたので、これから議論に参加していただきたいと思います。

それでは、事務局から何かありましたら、どうぞ。

○事務局（浦屋子ども育成部長） この権利の推進計画では、余り深く書き込んではいないのですけれども、今回は新・さっぽろ子ども未来プランとあわせてつくったこともありまして、基本目標4に配慮を要する子どもたちへの施策という項目をつくっております。その中に障がいをお持ちのお子様、そして幼児期から発達を終える段階まで切れ目のない

施策について書いております。権利の推進計画には具体的にはないのですが、計画全体では対応しようという心持ちで計画を作成させていただいております。

○C委員 大いに期待したいと思います。

○委員長 ほかに質問等がございましたら、出してください。

○D委員 資料4の25ページの172で、図書館について、円山小学校近辺にと具体的な地域が書いてありますけれども、本市の考え方のところでは、地域開放図書館のことに触れていないので、そこは触れたほうがいいのではないかと思いました。

本当は、その前のページの学校教育に関する意見の続きだと思って読んでいて、何で学校図書館のことが書いていないのかと思ったら、ここから(12)になっていて、次の項目に関する意見だったので、それで図書館だけのお答えになっているのです。しかし、小学校近辺にとわざわざ書いてありますし、学校の図書室を地域に開放しているのは、とてもいい取り組みだと思うので、その辺は答えの中に盛り込んだほうがいいのかと思いました。

○事務局(岩佐子どもの権利推進課長) 配慮させていただきたいと思います。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○E委員 資料3の44ページからの学校の訪問、出前授業のことについてです。

私の妹が実際に出前授業を体験して、どうしても市の方に感想を言っておいてほしいということがありましたので、申し上げます。

とてもためになる授業だったということで、生徒には好評だったようですが、細かい内容を確認しようと思ったときに、先生に聞いてみると、内容をちゃんと理解していない先生方がいらっしゃったようです。そこで、私の妹は子ども議会に参加させてもらっているのですが、そういうもので得た知識をほかの子たちに説明したということがありました。

ですから、先生たちへの出前授業ではありませんが、研修などで子どもの権利についてちゃんと教えておいてほしいということ意見を意見として申し上げます。

○委員長 妹がかなり積極的に興味を持っているようがありますけれども、評価が高いと聞いて、事務局の方はどういう感想を持ちましたでしょうか。

○事務局(岩佐子どもの権利推進課長) 非常にうれしいです。

お話を直接して、そこでいろいろな反応が返ってくるのですが、それで我々も出前授業を本当にやってよかったとしみじみと実感しております。

○委員長 それでは、B委員、お願いします。

○B委員 教師がもっと勉強しなさいと中学生の生徒から言われましたが、しっかりしなければならぬと我々も思いました。

実は、本校でも出前授業をしていただきました。5年生の1学級でしたが、子どもたちの反応としては、本当に興味をしっかりとって、あとの感想では、学ばせてもらったというお礼もありますけれども、これを自分たちが広げなければならぬという意見を聞いておりました。こういうことを伝えていくことが大事なのだと思いました。

教師もしっかりと学ばなければならないというのはそのとおりだと思いますけれども、今、学校教育の中ではいろいろな形で出前授業として来ていただいているものがあります。例えば、税務署の租税教室ということで税の仕組みについてというものもあります。昔はばらばらという感じでしたが、今では8割方の学校が取り組んでおります。

また、消防について言うと、「教えて！ファイヤーマン」があり、24時間勤務の後に学校にわざわざ来てくれて、消防士が実際に説明し、体験をさせてくれています。小学校のほとんどで取り入れております。

さらに、最近では、金融庁のものもあります。納税ではなく、いただいた税を使う側から、金融教育を学校で出前授業としてやりたいというお話がございました。確かに、学校の教員がしっかり学んで伝えるということもありますけれども、そういう専門的な方に学校に来ていただき、話していただくことは、子どもたちにとっても非常に関心を高く持ってもらえるのです。これはなかなか大変かとは思いますが、いい内容だなと思っています。

学校も頑張りますけれども、どういう位置づけにするかは工夫できると思います。本校の子どもの様子を見ていまして、非常に効果のある取り組みだと思っておりますので、今後も学校とともに頑張りたいと思います。

○委員長 ご感想をありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○F委員 私も出前授業の感想を見まして、思ったことがあります。

やはり、学校の先生たちが道徳などの授業で説明するよりも、ピンポイントで子どもの権利をきちんと伝えられて、いいなと感じました。また、子どもの意見もすばらしいとすぐ思いました。

今回は3校ですけれども、次年度は何校に行くなどの計画は決まっているのでしょうか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 今回は、パブリックコメントで計画案に対しての市民意見の聴取という意味合いでやったもので、3校といたしました。ですから、計画はありませんが、今、学校に出前授業をやっていただけませんかという依頼はさせていただきます。

○F委員 ぜひ行っていただきたいと思います。

学校から来てくださいと言われないと行けないのですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 現状としては、学校から要請があって訪問するというかたちをとっています。

○F委員 それは残念ですね。

○B委員 小学校も中学校もそうですけれども、指導要領に基づいて教育課程が編成されているのです。その中でどう位置づけてやるかを決めていかなければなりません。それは、今、道徳の授業というお話もありましたが、道徳の教科化を文科省で考えられていますが、指導要領の改訂前のここ1、2年の中で学校の中でそういうことが取り組まれていくかも

しません。

また、社会科の学習や公民の学習など、どう位置づけていくのが有効で、どういう学校ではどういうふうにしていくのがいいのかは、教育委員会と子ども未来局で相談していただければと思います。学校現場でもこういうふうに取り組むと子どもたちにとっては非常にいいものになっていくということは、これから数をやっていく中で見えていくのかなというふうに思いますので、小学校、中学校でも検討していくことになるかと思います。

今回、私も何となくいいかなと思っていましたが、実際に自分の学校でやっていただいて、子どもたちの姿を見ると、やはり工夫していかなければだめだなと感じましたので、広げていければというふうに思います。

○副委員長 私も小学校2つと中学校1つの授業を拝見させていただき、大変勉強になりました。ただ、子どもの権利条例そのものについて学習することと教員がそのことを踏まえて学習活動をするにはニュアンスがちょっと違うのではないかと思うのです。ですから、権利条例そのものについて子どもたちに学ばせたいときには出前授業で詳しくわかった方が来てお話をされるほうが非常に有効ではないかと思いますし、学校でも積極的に受け入れていきたいと思いますので、そのような方向で進めてもらえればというふうに思います。

それとは別に、教員が子どもの権利条例があるということをしっかり踏まえ、日常の学習活動の中でそれを生かしていくこともやっていかなければならないことなのかというふうに思いました。

○委員長 行政側としては、出前講座に関して、こういうメニューは可能ですよというくらいであれば問題ないと思うのです。それをやりますと言ってしまうと学校としては強制的に来るのではないかという感じになるかもしれません。ですから、こういうメニューが用意してありますよということですね。

○B委員 先ほどお話しした租税教室や「教えて！ファイヤーマン」なども別に学校教育にかかわっている方がやっているわけではないので、最初はどのようなふうにやればいいのかや子どもたちがどのような反応をするかということも手探りだったのです。

小学校でも社会科をきちんと学んでいる教員がおりますので、そういう研究団体と連携しながら、授業案づくりをしたり、こういう流れにすればいい、そのためにはこういう資料を用意したらいいなど、何年かかけてつくってきたことがあるのです。

今回、金融庁からも来たのですが、金融庁ではそういうものがない中でやりたいと来て、もらった資料が大人向けだったので、申しわけないけれども、このままでは小学生はとてもではないけれども、太刀打ちできないので、せっかくやられるのであれば、そういうところと意見交流をして、教員の意見も聞いてもらい、資料をつくっていくと有効にできるのではないかというお話をさせていただいたのです。

ですから、我々を使っていただいて授業づくりを一緒にさせていただくということで中身が充実していくのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

きょうの議題は、この1点に限って出しておりますので、自由にお話してください。

○G委員 全体としてよくまとまっておりますし、新・さっぽろ子ども未来プランと両方についてということですが、こんなにパブリックコメントが来るものは余りないのではないかと思います。その意味で、次世代育成に関して、札幌市民の関心がものすごく高いのだと改めて責任の重さを感じました。

すごくよかったのは、子どもの声を常に聞き取るというスタンスを持ち続けてこれを作成したことです。子どもの声を直に聞かないと聞き取れないこともたくさんありますので、当委員会としてはすごくよかったと改めて感じています。

今回、川崎のああいう事件がありまして、学校や家族など、子どもを包んでいたようなものを乗り越えて、無料通話メールアプリなどの目に見えないものでいろいろなものつながっている子どもたちの実態、危険性を我々は改めて知ったわけです。そこで、この計画により、あの子を救えただろうかという、そのような手だてがなかなか見えてこないのです。

何を申し上げたいかというと、子どもたちの実態は我々の計画よりもさらに進んでいるということなのです。ですから、そのことは念頭に置かないといけないと思います。私たちは進んでいることをやっているでは決してなく、実態に追いつこう追いつこうとしている状況なのだということです。

この計画は、5年間のものなのです。5年間このままでは、こんな古いことをやっていて、何もできていなかったのではないかと5年後の委員会の人たちに言われるのだらうと思います。その意味で、中間のあたりで何をすべきかがあってもいいのかと思います。5年間というのは余りにも長いのです。子どもたちの状況はもっともっと素早く変わるので

これが私の感想と意見です。

○委員長 ありがとうございます。

我々が予想している以上に速く、子どもを取り巻く環境が変わっていく度合いはものすごく大きいと思います。その意味では、今、G委員がおっしゃっていたように、5年間ということで見えていくことですが、何年か後の段階でいろいろな変化が考えられますので、もしそういうようなことが出てきた場合には直ちに対応できるような体制もちゃんととれるようにしておくべきではないかとは思っています。そのあたりは、事務局でも考えていただきたいと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

○F委員 資料4の2ページの修正点2についてです。

つけ加えたところに「いじめや児童虐待の理解」とありますね。下の修正理由を読むと、なぜこの文言が入ってきたのは理解できるのですが、これがこのままぼんと出たときに、

いじめや児童虐待の理解とは、どんな意味があるのかと思うと思うのです。例えば、いじめや児童虐待はいけないことだということへの理解なのか、こういうことがあるので理解してほしいということのかなどがちょっとわからないと思ったのです。

それは私だけでしょうか。

○G委員 おっしゃっていることはすごくよくわかります。

○委員長 理解の仕方をどういうふうに示したらいいかということは厄介かもしれませんね。

○B委員 日本語としてどうかはわかりませんが、活動についての中で理解という言葉が終わっていて、違和感を覚えるところがありますね。理解を深める活動などはどうでしょうか。先ほどのご意見のように、実態を理解させることは、それにかかわっている人たちに知らせることなのか、一般的にそういうことが起きているということやそれがいけないことだと理解させたいのかは何となくとりづらいところがありますね。ですから、これでいくと、どちらなのだろうというところですね。

事務局としてはこういうことを意図したのだという下の理由でうまく表現できる言葉になるのであれば、そのほうがいいかと思えます。

○委員長 事務局では、いろいろと検討をした上でこういう表現がいいとなったのではないかと思います、事務局から何かありますでしょうか。

○H委員 僕はそんなに違和感を持ちません。いじめや虐待を理解すれば、おのずとみずからがとる行動が見えてくると思うのです。

いじめとはこんなことだとわかっているけれども、するものです。でも、周りでそれが起きているときに自分はどうするのかやみずから考えることを期待するというか、そういうことを投げかけておくことが大事だと思うのです。ですから、それを見たときに試される活動や行動、虐待を起こさせない、防止するための活動ではないと思います。

僕がいろいろなところで通報などを受けていることから言うと、理解が深まってくれば、隣で変な音がするけれども、あれはやばいかもしれないから電話をしてみようというふうには、あれが虐待かしらと行ってそのままにしている人よりは、自分が何かしようと行動に出る方が圧倒的に多くなるので、そういう余韻は残しておいていいのかという気がします。

○G委員 ここに文言をさらっと入れていますけれども、理解という言葉がすごく深いのです。いじめや児童虐待の理解とは、それがどうして起こっているのか、母親はどういう気持ちで虐待をするかなど、深い理解なのです。だから、表層的なことではなく、本当に理解しなければいけないという深い言葉なので、言葉としてはこのままでいいと思います。ただ、理解というのはそれもわかってやらなくちゃいけないのというような表層的なことだとめられると困るのです。H委員がおっしゃったように、本当に理解しなければ改善に向かわないというすごく深い意味なので、いけるのであれば、このままいったほうがいいと思います。

○C委員 いろいろな見方、考え方、読み方があるかと思うのですが、何もわずらわし

いことなく、「いじめや児童虐待の理解、さらには非行防止を含めた子どもの健全育成に関する活動」という長いセンテンスになると考えればいいのかと思います。点を消してしまうとわかりにくくなるのですが、点を入れたことで、そういうふうな理解にもなってしまうのかということがあります。さらっと読んでしまえば、そういうことも含めて児童育成に関する活動と読めば、なるほどと思えると考えます。

○委員長 それでは、このままでいいということにいたしましょう。

それ以外で何かありましたら、お願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、意見もある程度出そろったようです。

本日、皆様方から出されました意見を踏まえ、計画を着実に実行していただきたいと思っております。

本日本日予定していた議題については終わりましたので、全体を通して質問等がありましたら、お願いいたします。

○H委員 先ほどG委員がおっしゃっていたように、経年で達成度や進捗度、これが時代にマッチしているかどうかは当然チェックするのですよね。

○事務局 (岩佐子どもの権利推進課長) 権利委員会の中で取り組み状況についても報告させていただきますし、それらの中で皆様からご意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。

○委員長 それは必ずやらなければなりませんね。

ほかにございませんでしょうか。

○H委員 新・さっぽろ子ども未来プランの中で少子化の問題や放課後児童の問題、社会的擁護の問題に取り組んでいく中で、ベースになっているのは子どもの権利なのです。ですから、この子どもの権利条例が札幌ではベースにしっかりと根づいて、その上での少子化対策や教育、育成ということですから、今回の企画では両方をリンクさせ、うまく連動させてつくられていると感じています。

では、札幌市に何で子どもの権利条例があるのかといたら、新・さっぽろ子ども未来プランのベースのところで、子どもたちの最善の利益を札幌市は守っていくのだ、支えていくのだという理念があるからで、これが制度としてより機能していけばよりいいのですけれども、しっかりと根づいていることが今回作成していく中で非常に感じられますので、感想として一言申し上げたいと思います。

○A委員 一つだけ申し上げます。

この場には、高校生委員も数名いますので、おわかりかと思いますが、新・さっぽろ子ども未来プランが先を行く高校生や中学校など、子ども世代の追いかけであることは間違いありません。つくってもどんどん先へ行ってしまふ子どもの現状がある上で、追いかけになってしまうのは必然です。そこで、その時代に合った、その時代の子どもの合ったプランをこまめに見直していかなければならないということがあると思います。

一番大事なのは、これを見てどう思うかという子どもの意見だと思います。でも、これを直接読むには小学生には難し過ぎるし、中学生だとまだわからないし、高校生だと何とかわかるかなというレベルなのです。パブリックコメントの意見も見せてもらいましたが、もうちょっとわかりやすいようなダイジェスト版があれば、もっと理解して意見を送ってくれるのではないかという率直な感想があります。

また、今、子どもはどんなアプリを使っているのかなどはどんどん聞いてもらえれば、何かお力になれることがあると思います。例えば、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど、いろいろな宣伝方法があるけれども、どれがいいのかがわかる人がこの中に結構いると思うのです。アプリについては少々ならできますので、何でもお願いいたします。

やはり、高校生ぐらいになると、中学生、小学生のことがよくわからなくなって、中学生のほうが先を行っているぞという感じになってくるのですが、力になれることがあれば幾らでも言ってください。

○委員長 頼りがいのある言葉をいただきまして、ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局 (岩佐子どもの権利推進課長) 次回の委員会の議事につきましては、例年どおり、前年の取り組み状況報告となっておりますけれども、時期につきましては、現在のところ、未定となっております。委員長とも相談いたしまして、改めてご連絡をさせていただきたいと思っております。

3. 閉 会

○委員長 それでは、本日の委員会を終了させていただきます。

今回は、今お話がありましたように、新年度に入ってからになります。そのときには、また元気なお姿をこの場で見せていただければと思います。

それでは、終わりにいたします。

以 上